

これまでの議論について

これまでご議論いただいた論点

I 年金個人情報確認訂正手続きのあり方について

- ・ より簡便で迅速な記録の確認訂正手続きのあり方
- ・ 国民の立場に立った調査審議のあり方
- ・ 司法手続きへの移行も考慮した確認訂正手続きのあり方

II 年金個人情報の適正な管理のあり方について

（保護・提供（開示）を中心に）

- ・ 年金個人情報の正確性の向上に資する取組みの検討
- ・ 本人自身による年金個人情報の確認の推進
- ・ 年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

年金個人情報の管理について

- 年金個人情報（年金の原簿の記録）は、職歴や報酬などプライバシー性が高いこと、給付に直結し権利性が強いこと、長期に保存することから、①行政機関が保有する他の個人情報よりも厳格な情報の保護を日本年金機構法で定め、②いつでも本人が最新の記録を確認できるよう、情報を提供・開示する仕組みとしている。

情報の厳格な保護・再発の防止

年金個人情報を厳格に保護し、誤りの発生を防ぐ

- 日本年金機構法に基づき、行政機関が保有する他の個人情報よりも、厳格な保護・管理
- 広報・チラシなどを活用したご本人・事業主の意識啓発（迅速な届出等）
- 届出誤りがあった事業主への指導
- 市町村との連携、関係団体の協力など

厳格な保護と利用提供範囲の検討

届出漏れ・誤りの未然防止
訂正事例の事業所調査への活用

最新の情報の開示

誤りを早期に発見するため、最新の情報を提供・開示

- いつでもご本人が最新の記録を確認できるよう、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」により、年金記録情報を開示
- 日本年金機構での相談業務や事業主への調査などを通じた早期の発見

本人による記録確認の推進・
情報提供の拡充

訂正の手続き

誤りがあった場合、以下の訂正の手続きがある

- 行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続きでは、本人が「開示請求」の上、「訂正請求」していただく（客観的事実に基づき訂正の判断）
- 日本年金機構（年金事務所）で確認できるものは訂正
- 本人の申出と記録とが異なる場合に、総務省第三者委員会が国民の立場に立って検討し、関係者への必要な調査も行った上で、記録訂正のあっせん（当分の間、臨時・緊急的に設置されたもの）

事業主の届出漏れ・誤り事案が発生
年金制度に記録の訂正手続きの整備が必要

年金個人情報の特性（プライバシー性が高く、権利性が強い等）を踏まえた適正な管理、国民の信頼の確保

I 年金個人情報情報の確認訂正手続きのあり方について

現状

- 年金個人情報情報の確認訂正の手段としては、行政機関個人情報保護法の訂正請求のほか、年金事務所での年金相談、総務省年金記録確認第三者委員会へのあっせんの申立てがある。
- 特に、総務省第三者委員会への申立ては、国民の立場に立った調査審議を経て、年金記録の訂正をあっせんすることとしており、これを尊重して記録を訂正することとしている。
- ※ 「領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う」（経済財政改革の基本方針2007：平成19年6月19日閣議決定）

課題

- ① 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要との指摘（あっせんは事実上の行為のため、訴訟にて却下される傾向）
※ 「年金記録確認第三者委員会報告書」（平成23年6月）からの提言
 - ② 最近の記録誤りの多くは、厚生年金が中心。事業主の届出漏れ・誤りに起因する記録の誤りは、今後も発生する可能性あり。
※ 総務省第三者委員会への申立て事案の内訳
【19年度】 厚年40%、国年60% → 【24年度（12月末まで）】 厚年84%、国年16%

- ◎ 年金個人情報情報の正確性の確保は、国民一人一人の老後の生活設計や財産権に影響する問題。
 - ◎ 今後、記録誤りの再発防止・予防に資するため、年金個人情報情報の特性を踏まえた、恒常的な記録訂正が可能となる手続きを新たに設ける事が必要ではないか。

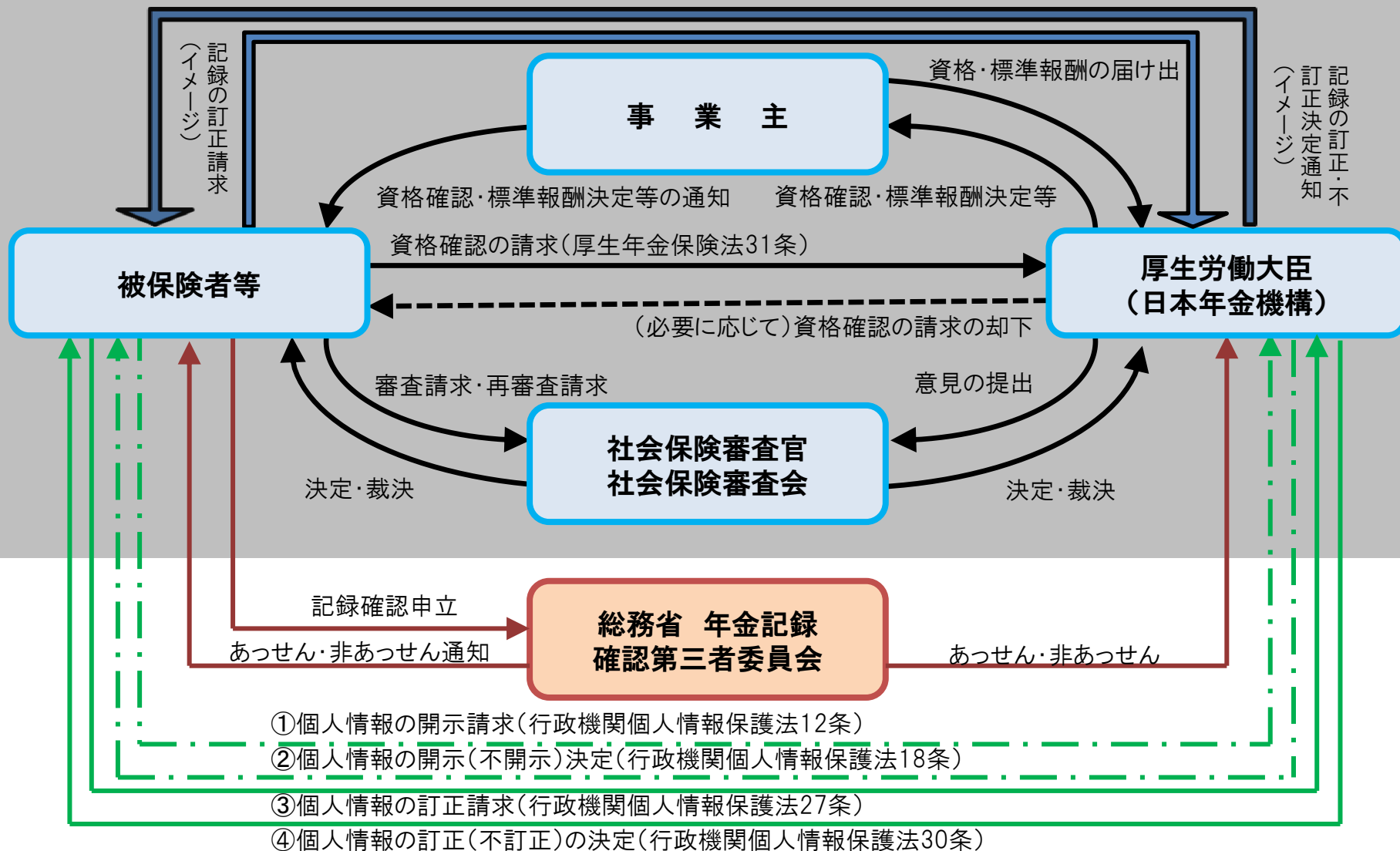
年金個人情報（＝年金の原簿の記録）の特性

- 職歴や報酬などプライバシー性が高い。
- 給付に直結して権利性が強い。
- 超長期的な管理が必要

年金個人情報に関する確認訂正手続き(厚生年金事案の例)

- 年金個人情報の確認訂正手続きについては、より簡便で迅速な手続きとするため、被保険者等が厚生労働大臣に対して、年金個人情報の確認訂正を「直接」請求することとしてはどうか。

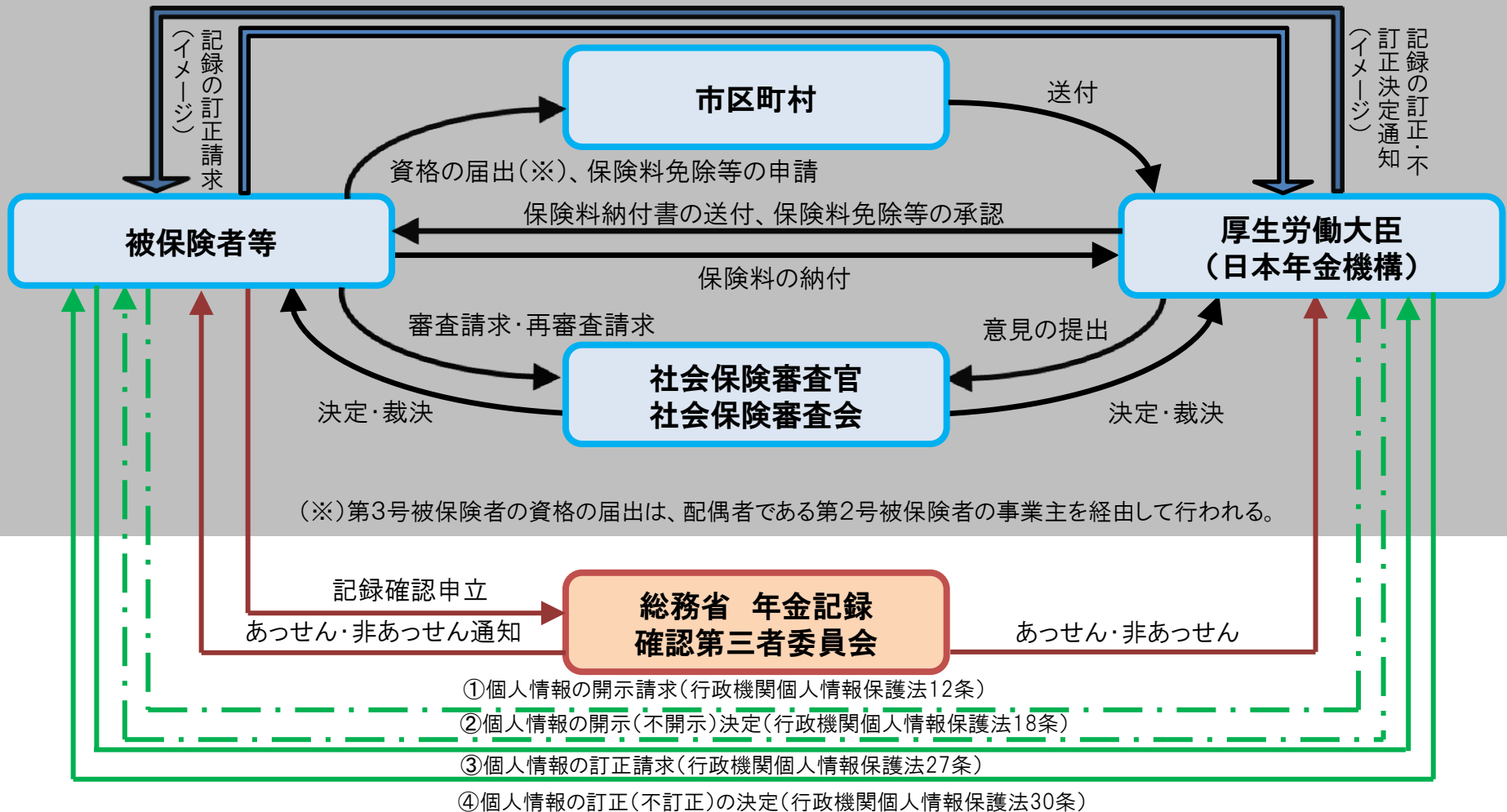
〔政府管掌年金事業〕



年金個人情報に関する確認訂正手続き(国民年金事案の例)

- 年金個人情報の確認訂正手続きについては、国民年金における被保険者の資格の得喪や保険料の納付状況の確認など、「事実」として記録されているものも含めて、その対象としてはどうか。

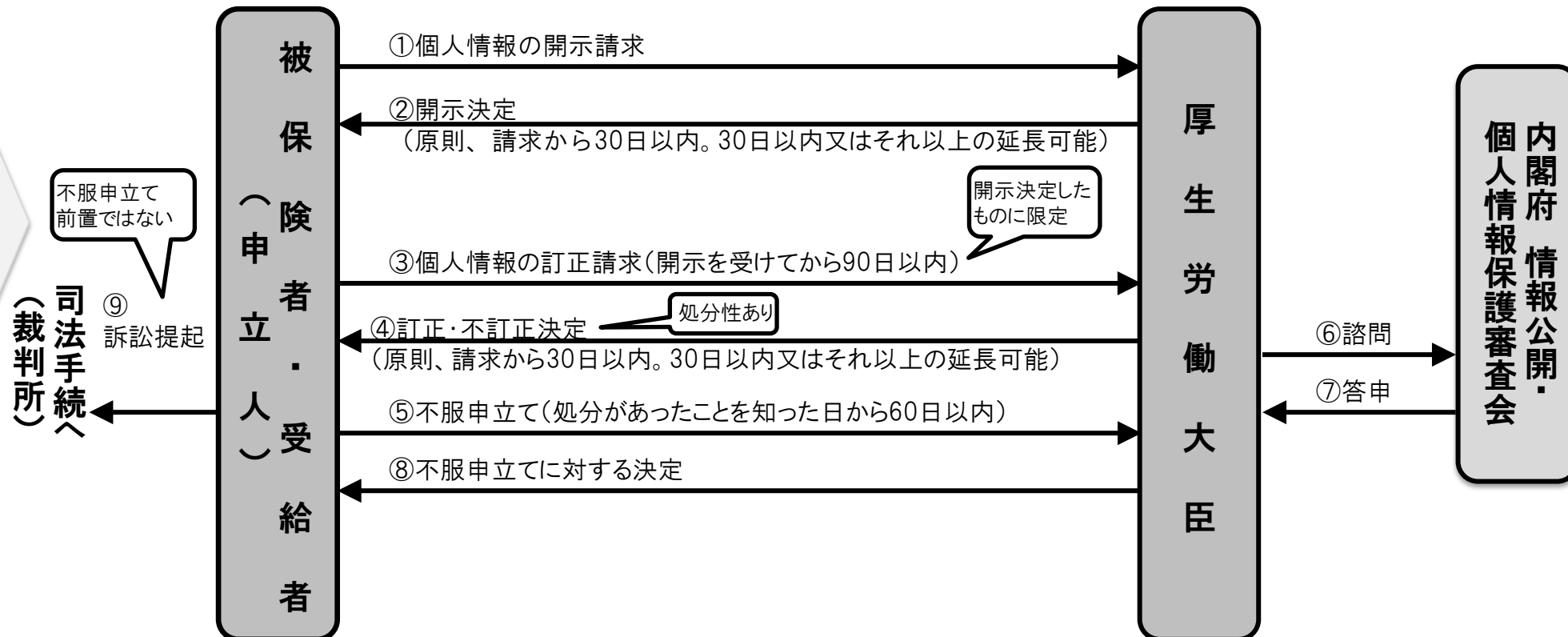
〔政府管掌年金事業〕



行政機関個人情報保護法制による年金記録訂正の流れ

- 行政機関個人情報保護法制における個人情報の訂正手続きを参考にして、年金個人情報の訂正手続きを構築してはどうか。
- 年金個人情報の訂正請求を創設する場合、請求に対する応答は年金個人情報の「正確性の確認」に止まらず、「訂正をする」旨又は「訂正をしない」旨を決定すべきではないか。

【行政機関個人情報保護法制】



年金記録訂正の流れ(年金記録確認第三者委員会によるあっせん)

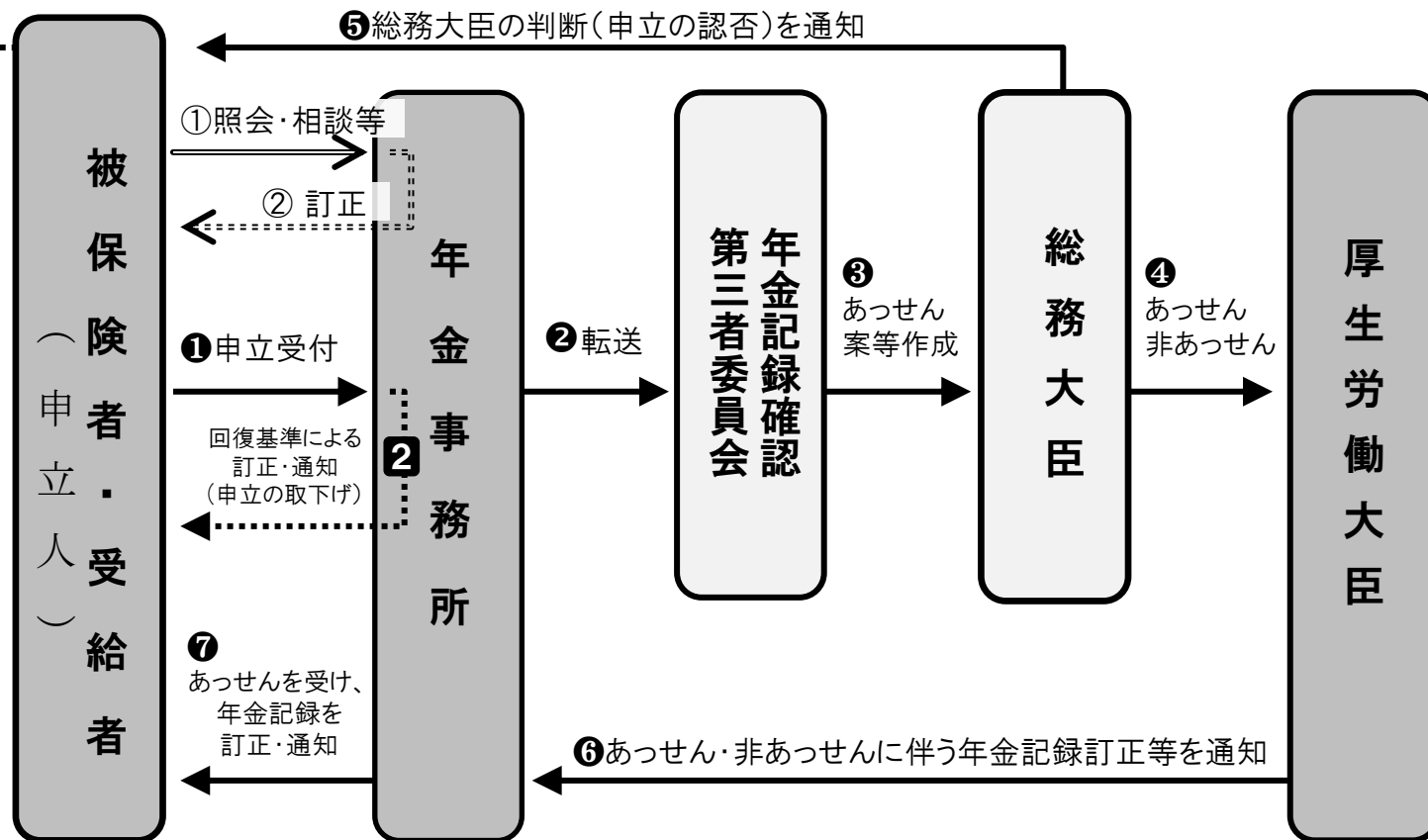
○ 更に、総務省の年金記録確認第三者委員会の訂正の仕組みにおける取組・経験を踏まえ、その利点を参照してはどうか。

- ・国民の立場に立った調査審議
- ・第三者が関与した仕組み

申立から第三者委員会による処理まで133日程度(H25.3月時点)

不服申立て手続きなし
司法手続への移行に課題

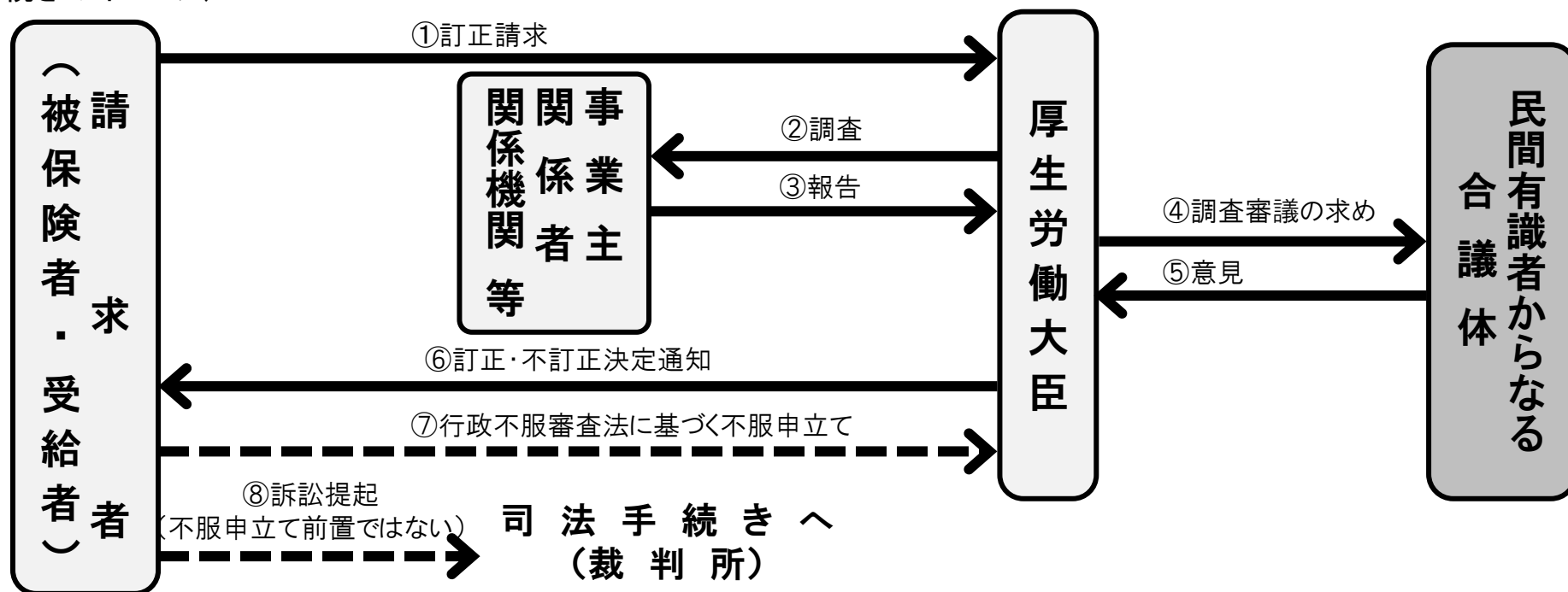
申立てに係るあっせんの
取消しを求める訴えは却
下される傾向



年金個人情報の確認訂正手続き(これまでいただいたご議論からのイメージ)

- 年金制度において、自身の年金個人情報の内容が事実でないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、原簿記録の訂正を請求することができる手続きを、明確に位置付けてはどうか。
- 請求に対する訂正の可否の決定を行政処分として担保することにより、不服申立て手続きや司法手続きへの移行を可能としてはどうか。
- 厚生労働大臣は、訂正請求に係る事実関係をできる限り明らかにするため、国民の立場に立った積極的な調査を実施してはどうか。
- 具体的には、調査・資料収集に関して法的根拠を付与し、公的機関や事業所、関係者等に対して必要な資料の提供・報告等を求めることができることとしてはどうか。
- 訂正の可否の決定については、行政だけで判断するのではなく、民間有識者からなる合議体の意見を聴いて行うこととしてはどうか。

(手続きのイメージ)



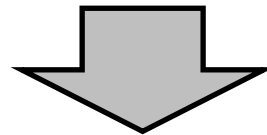
年金個人情報の確認訂正手続きに関する処分の不服申立てについて、どのように考えるか。

現状

- 被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分又は保険料等に関する処分に不服があるときは、社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求又は再審査請求をすることができる。
- 社会保険審査官又は社会保険審査会に審査請求等ができるものについては、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ処分の取り消しの訴えを提起することはできない。

課題

- 第三者による国民の立場に立った審議を経て確認訂正を決定すると仮定した場合、不服申立て先を社会保険審査官又は社会保険審査会とするか。あるいは、中立的な第三者による審議を経ていることや、簡便で迅速な手続きとする観点から、直接、厚生労働大臣に不服申立てを行うこととするか。
 - ※ 確認訂正手続きに関する不服は、その処分の基礎となった行政庁の事実認定が正しくないというものであり、行政庁の「処分の適法性」を中心に審査してきた社会保険審査官又は社会保険審査会の審査請求事件とは性質がやや異なる面もある。
 - ※ 行政不服審査制度の見直しにおいては、公正かつ慎重な判断を行うために、不服申立ての事前・事後のいずれかに第三者が関与する仕組みとする方向。



不服申立て手続きについて(これまでのご議論を踏まえて)

○ 仮に、確認訂正の決定に当たり民間有識者(第三者)が関与する仕組みとするのであれば、迅速な確認訂正手続きを確保する観点から、社会保険審査官・社会保険審査会制度の対象としないことも考えられる。

○ その際、行政不服審査法に基づいて、厚生労働大臣に対して不服申立てすることが考えられるが、行政不服審査制度については時代に即した見直しが検討されており、不服申立てについての判断を公正かつ慎重に行うため第三者機関への諮問手続きを設けることとされているところ、他の法律に審議会等の議を経るべき旨等の定めがあり、かつ、当該議を経て処分が行われた場合は、第三者機関への諮問は要しないこととされている。(※)

※ 「行政不服審査制度の見直し方針」(平成25年6月総務省公表)より、引用。(参考資料2-2. P7)

○ この行政不服審査制度の見直しの考えを受けて、確認訂正の決定に当たり民間有識者(第三者)が関与する仕組みとするのであれば、社会保険審査官・社会保険審査会制度を経由しなくても、不服申立てについて公正かつ慎重な判断が行われることが期待できるから、確認訂正手続きの不服申立ては厚生労働大臣に対して行うこととしてはどうか。

○ また、確認訂正手続きの厚生労働大臣の決定を争う場合、不服申立てとするか訴訟提起とするかは、本人の選択とすべきではないか。

Ⅱ 年金個人情報の適正な管理のあり方について

- ・ 年金個人情報の正確性の向上に資する取組みの検討
- ・ 本人自身による年金個人情報の確認の推進

現状

- いつでもご本人が最新の記録を確認できるよう、「ねんきん定期便」(21年4月)や「ねんきんネット」(23年2月)により、年金記録情報の積極的開示を実施。
(注1) 「ねんきんネット」のユーザID発行件数は約200万件(25年7月時点)。
日本年金機構HPへのアクセス件数は月間約100万件。このうち「ねんきんネット」へのアクセスは30%超。
- 届出誤りや届出もれの誤り防止のために、広報・チラシなどを活用したご本人・事業主の意識啓発を実施。また、届出誤りがあった事業主への指導等を実施。
- 事業主の届出漏れ・誤りに起因する記録の誤りは、引き続き発生。
(注2) 総務省第三者委員会への申立て事案の内訳
【19年度】 厚年40%、国年60% → 【24年度(12月末まで)】 厚年84%、国年16%

課題

- 事業主から被保険者への通知の義務があるものの、一部行われていない現状もあり、「ねんきんネット」を拡充するなど、ご本人に情報提供する取組みを更に充実させる必要があるのではないか。
- 事業所への指導・調査や適用対策に推進していくとともに、届出誤りや届出もれを未然に防ぐ取組みも必要か。

対応

- 個人の自宅や年金事務所、市区町村窓口の「ねんきんネット」を通じて、①年金記録の確認や検索機能の更なる充実、②正確な届書の作成を支援する機能の提供、③メール等による積極的・効率的な情報提供 等を行ってはどうか。
- 利用者サービスや年金制度に対する理解の向上等に資するための事業として、①「ねんきんネット」の更なる普及対策、②事業所の届出誤りや届出もれを未然に防ぐ観点からの調査分析等を継続的に推進してはどうか。
- 届出電子化といった利用者側(事業主や市町村)で電子化された情報を作成し、日本年金機構側でその情報をそのまま利用する(ミスの可能性がある入力作業を行わない)ことにより、適正でかつ効率的な事務処理を進めてはどうか。
- 年金個人情報の確認訂正手続きの過程で取得した具体的事案や事例等を分析し、今後の事業所調査や適用対策に活用することで、届出誤りや、届出もれを未然に防ぐ取組みが必要か。

・年金個人情報の厳格な保護と利用提供範囲の検討

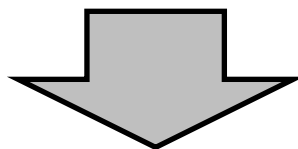
年金個人情報の目的外の利用・提供について、どのように考えるか。

現状

- 年金個人情報は厳格に保護される必要性から、目的外（災害時等を含む）のために利用・提供することについては、厚生労働大臣及び日本年金機構の裁量の余地が少ない。
- 一方で、行政側が直面している現実的な課題として、
 - ・ 認知症の高齢者等の対応への情報の活用、
 - ・ 災害等の緊急時（本人の同意を得ることが現実的に不可能な場合）における情報の有効的な活用、
 - ・ 民事訴訟法第186条に基づく裁判所の調査嘱託に対する情報の提供、などの要請がある。

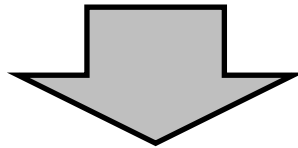
課題

- 年金個人情報の目的外に利用・提供できる範囲について、事案の緊急性や公益性を踏まえ、再検討する必要があるか。
- その際、情報提供により本人に不利益が生じるおそれがある場合、情報提供の可否は、情報提供により得られる公益と本人の不利益の比較衡量により判断することとなるか。



前回(第四回)でいただいたご議論

- 目的外の利用・提供できる場合については、法令に限定列挙したほうが個人情報保護にふさわしいと思われるが、その場合、法令に列挙されていないレアケースについてどのように考えるか。
- 公益性を理由として情報提供できる場合を包括的な規定とした場合、個別の判断で提供の可否が判断され、情報提供の必要性和提供によって害される個人の利益性との関係が、不安定な状態になってしまう可能性があるのではないか。
- 公益を理由として利用・提供できる場合は、一定の法令レベルで列挙し、提供の可否の判断を明確にする必要があるのではないか。



年金個人情報の目的外の利用・提供について

- 年金個人情報の目的外の利用・提供については、以下のような要素を勘案して、年金個人情報の厳格な保護に配慮しながら「明らかに本人の利益になるとき」(日本年金機構法第38条第5項第4号)に該当するものを選定するとともに、提供の可否に係る判断の統一性の確保を図る観点から、目的外の利用・提供ができるものを法令に列挙規定することとするか。
 - 緊急性・利益性 本人以外の者に情報を提供することで、生命・健康・財産が損なわれるような危険の排除、医療、福祉の措置、災害救助等が講じられること。
 - 公益性 行政機関以外の者に提供するような場合は、情報提供することが社会通念上不当との評価を受けないものとして、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるなど、特別の理由が認められること。
 - 本人同意の困難性 意識不明、自己認識が困難、行方不明、死亡等により、本人の同意が得られないこと。